

岡崎市し尿収集事業費補助金交付要綱

(補助の目的)

第1条 し尿収集に係る市民負担の均等化を図るため、し尿収集業者に対して、し尿収集運搬に係る必要な経費の一部について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で岡崎市し尿収集事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、し尿収集事業の円滑化を図ることを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定により、岡崎市一般廃棄物収集運搬業(し尿)の許可を受けたし尿収集業者とする。

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、し尿収集業者が市内においてし尿を収集する事業とする。ただし、仮設トイレのし尿を収集する事業については、補助の対象から除外する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の事業による収集箇所数に応じて、別表1に定める額とする。

(補助の申請)

第6条 し尿収集業者は補助の申請をしようとするときは、交付を受けようとする補助事業の期間の翌月の10日までに、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、し尿を汲み取ったことを確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者に対し、要件等を確認するため必要な資料の提出を求めることができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知後、補助申請者からの請求により交付する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行った収集に係る補助金の額については、なお従前定められた額を適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1 (第 4、5 条関係)

し尿収集業者名	補助金額
中部保全 株式会社	し尿の収集 1 回当たり 1, 2 5 0 円
合資会社 三河公益社	し尿の収集 1 回当たり 9 7 4 円
株式会社 岡崎衛生社	し尿の収集 1 回当たり 9 8 0 円
株式会社 高橋商舎	し尿の収集 1 回当たり 1, 1 9 0 円
有限会社 三共舎	し尿の収集 1 回当たり 1, 2 0 9 円
有限会社 本多商事	し尿の収集 1 回当たり 1, 1 3 8 円
有限会社 額田衛生社	し尿の収集 1 回当たり 2, 2 5 8 円

様式第1号

岡崎市し尿収集事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡崎市長

(申請者) 住 所

氏名又は名称

し尿を収集するし尿収集事業について、次のとおり岡崎市し尿収集事業費補助金を交付してください。

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業の期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 交付を受けようとする補助金の額

補助金交付申請額 _____ 円

5 添付書類

し尿を汲み取ったことを確認できる書類

※事務処理欄 (記入しないでください。)

決 定 年 月 日	承認・不承認 年 月 日
交 付 決 定 額	_____ 円

